

会 議 名	令和元年度第1回 板橋区男女平等参画苦情処理委員会
開 催 日 時	令和元年8月6日(火) 午後2時から午後4時まで
開 催 場 所	板橋区役所北館8階 801会議室
出 席 者	7人 [委員] 安藤建治、小林ゆか、鈴木友子 [事務局] 総務部長、男女社会参画課長、男女平等推進係長、男女平等推進係副係長
会議の公開(傍聴)	非公開(傍聴できない)
議 題	(1) 苦情申立書の内容確認 (2) 苦情申立事項の調査(男女平等参画基本条例第16条第1項第1号又は第2号に該当した場合)
配 布 資 料	(資料1) 板橋区男女平等参画苦情処理委員会委員名簿 (資料2) 板橋区男女平等参画苦情処理委員会申立処理フロー (資料3) 板橋区男女平等参画基本条例(抜粋) (資料4) 板橋区男女平等参画基本条例施行規則(抜粋) (資料5) 苦情処理申立書(写)
会 議 概 要	1 開会 総務部長挨拶(挨拶後、退出) 2 男女平等参画苦情処理委員会の事務手続きについて 資料2～資料4を使って、苦情処理委員会委員が行う事務手続きを事務局が説明。 3 議題 (1) 苦情処理申立書の内容確認 資料5の苦情処理申立書の要旨を事務局が説明したあと、本申立が板橋区男女平等参画基本条例(以下「条例」と言う。)第16条第1項第1号若しくは同第2号に該当するか、または該当しないかを協議。協議の結果、条例第16条第1項第1号に該当。 (2) 苦情申立事項の調査 本申立が条例第16条第1項第1号に該当したことにより、条例第19条第1条第1号により申立に係る施策を実施する機関に対し、条例施行規則第9条第1項に基づく調査を実施。 4 その他 調査を行った結果を踏まえての協議は、第2回の苦情処理委員会を開催して行うと決定。 5 閉会
所 管 課	総務部 男女社会参画課 男女平等推進係 (電話3579-2486)